朝霞第五中学校
いじめの防止基本方針

朝霞市立朝霞第五中学校

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１　朝霞第五中学校いじめの防止基本方針の策定・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・２

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項について　・・・・・・・・・・・３

１　いじめの防止等のために埼玉県並びに朝霞市が実施するに基づく
啓発活動や教育的取組　（概要）　・・・・・３

２　いじめの防止等のために実施する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

・いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（１）朝霞第五中学校いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（２）朝霞第五中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・・９

（３）朝霞第五中学校におけるいじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・１１

（４）重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

・朝霞第五中学校　諸問題への組織的対応図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

はじめに

朝霞市立朝霞第五中学校（以下「本校」という）では、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処についての対応を図ってきた。また、「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意の下、いじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを常に確認しているところである。

本校のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「朝霞第五中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。また、朝霞市では法第１３条の規定に基づき、その学校の実情に応じた「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止等に対し迅速かつ適切に対処を行うこととなっております。本校でも、文部科学省、埼玉県教育委員会、朝霞市の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、いじめに対する対応を全職員で実践できるようし、いじめ防止の未然防止と問題解決につなげていく。

いじめの防止基本方針を立ち上げ４年目となる本年、いじめ防止対策推進法の一部改正（平成２８年５月２０日法律第４７号）（平成２９年４月１日から施行）を受け、さらにいじめ防止に努められるよう、朝霞第五中学校いじめ防止基本方針内容の一部に改訂を加えた。

第１ 朝霞第五中学校いじめ防止基本方針の策定

（地方いじめ防止基本方針） 第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
（学校いじめ防止基本方針） 第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
（いじめ問題対策連絡協議会） **第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。** **２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。**

法の趣旨を踏まえ、**文部科学省および埼玉県・朝霞市の基本方針を参酌**し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、朝霞第五中学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」）を定める。

本校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。更に、取組の実効性を高めるため、本校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、という ＰＤＣＡサイクルを盛り込む。

第２ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項について

１　いじめ防止等の対策のために文部科学省、埼玉県並びに朝霞市が実施する施策に基づく啓発活動や教育的取組（概要）

ア　学校への支援施策を主体的、積極的に活用する

（ア）スクールカウンセラー等の活用を充実する

・生徒や保護者へのカウンセリング等の活用を図るとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修等への参加を促進する。

・スクールソーシャルワーカーの活用を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について福祉的支援の技術を基礎に、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた取組を行う。

・スクールカウンセラーや担任を中心に、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、相談やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

（イ）教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を図る。

・いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解するための体験研修や演習を通して教師と生徒及び生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学んだり、集団活動の指導の仕方や生徒の心をつかむ生徒指導方法を身に付けたりする等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。

・いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、**「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」**の活用、生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、定期的なアンケート調査を毎学期 複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等の取組を推進する。

・アンケート結果から、個人面談を実施しいじめを受けた生徒に対する支援、および保護者に対する情報提供、支援を行う。

・いじめの防止に係る調査の結果を基に組織的に対応する等、いじめのない学校づくりのための情報収集や職員の共通理解を図る。また、いじめや暴力行為の防止に関する研修会を生徒指導主任中心に行い、資質能力の向上を図り、教職員の共通理解に努める。

（ウ）いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る

・「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用、推進を図る。

（エ）いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る

・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、いじめ問題に係る学校と保護者、地域や警察との連携とした取組形成を推進する。

・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

（オ）生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する

・県内の生徒によるいじめ防止活動の成果を本校の実態に合わせて活用する。

・児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。

・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。

・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

（カ）ネットいじめへの対応を推進する

・非行防止教室で関係機関（朝霞警察署、県警スクールサポートセンター、ネットアドバイザーなど）の講演の中で、ネットいじめについて啓発する。

・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

・保護者には非行防止教室、保護者会等でネットいじめの実態を周知する。

（キ）生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

・部活動や委員会活動などで相談しやすい教員が相談に乗り、対応できる体制整備を図る。

（ク）いじめに対する措置

・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講じ、必要に応じて調査や面談を行うなどして、学校・学年・担任として必要な支援を行う。

イ　相談しやすい環境を整備する

・生徒を対象とする電話等による相談窓口について周知する。

・保護者・生徒向けいじめ防止啓発資料の配布を行う。

・県内の学校に配布される生徒用相談窓口広報カードの生徒への配布を行う。

・相談者の対応力の向上を図るため、校内研修を充実させる。

・いじめを含めた電話相談を行う民間団体と連携し、いじめの悩みなどを相談しやすい環境を整備する。

ウ 朝霞市教育委員会や家庭・地域・関係団体との連携を図る

（ア）関係団体等とのこれまでの連携を推進する

・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した場合、元警察官又は教員経験者を非常勤として採用する県警スクールサポーターの派遣を依頼する。

・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害少年及び保護者等の意向等を踏まえ、朝霞市教育委員会等と連携しつつ、県警からの必要な捜査・調査活動の支援を受ける。

・県警との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。

・県警等関係機関と連携して、いじめ防止を含めた非行防止教室を実施する。

（イ）保護者のいじめ早期発見・対応を支援する

・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する。

（ウ）学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめ情報に関する連携を推進する

・学校応援団などの通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

・民生児童委員や主任児童委員などの地域住民の方とも連携を図り、地域とともにいじめに対する情報連携を図る。

エ　いじめを許さない気運を醸成する

（ア）１１月を「いじめ撲滅強調月間」とし、生徒・保護者・地域の意識の高揚を図る

・平成２４年１１月２０日に、知事、教育委員会委員長、県警本部長等により宣言された「いじめ撲滅宣言」（子どもたちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意の下、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けていくことを宣言）を周知する。

・いじめ撲滅キャンペーンを実施する。

（イ）「子どもの人権」の啓発を推進する

・お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組を推進する。

（ウ）生徒の主体的な取組を推進する

・いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成する取組を実施する。

・人権作文集や「子ども人権メッセージ」を活用し、生徒会活動や授業等において生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

２ いじめの防止等のために朝霞第五中学校が実施する施策

・いじめの定義

> 第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。 ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。これらの「いじめ」中には 、犯罪行為として取り扱われるべき認められ、早期に警察相談することが重要なものや、児童生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じるよう、直ちに警察通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向へ上で、早期に警察相談・通報の上、警察と連携した対応を取るこが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

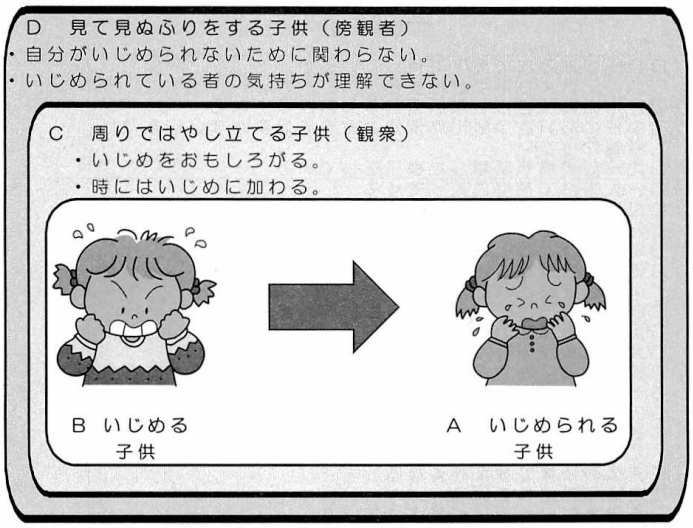

(7)　いじめに対する初期対応例（※組織的な対応事例）

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
1　いじめ情報のキャッチ（認知） 2　報告 ・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告 **1日目に対応（その日に）**	担任 ← 教職員・保護者・地域 情報 担任 → 学年主任 報告 生徒指導主任 管理職 指示 担任　些細なトラブルは即指導	●小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ●訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。
3　事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童生徒、教職員からの情報収集	いじめと認知、判断した場合 報告 関係教職員 事情聴取 被害者　加害者 情報の突き合わせ・報告 関係教職員 報告 管理職 指示 担任　生徒指導主任 連絡　連絡 被害者の保護者へ：「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」 加害者の保護者へ：「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」	●訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。 ●「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない ●管理職のリーダーシップを発揮する。 ●面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート
4　問題状況の総合的な把握・理解	生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集	●事実の経過に沿って情報共有
5　いじめ対応チームの構築 ・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。 **遅くとも３日目までに**	**いじめ対応チーム**（会議①） 管理職　担任　学年主任 生徒指導主任　養護教諭 相談担当 〈目的〉 ・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立	●いじめを確実に止める。 ●双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。
6　事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）	被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）	

図版すべて

「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」より

（１）朝霞第五中学校いじめ防止基本方針

本校は、文部科学省、埼玉県及び朝霞市の基本方針を参考にして、学校として、いじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を以下のとおり定める。

ア　本校における課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
イ　「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう年間計画に位置付ける。
ウ　生徒や家庭・地域に基本方針の説明に努める。
エ　法第２２条に基づく組織としていじめ防止対策会議（当面は生徒指導委員会をその組織にとして充てる）を学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織とする。
オ　未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための研修会報告会や**「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」の活用を図る。**
カ　**未然防止の観点からも、いじめに関する定期的なアンケート調査を毎学期 複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等の取組を推進する。（ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。）**
キ　**アンケート結果から、個人面談を実施しいじめを受けた生徒に対する支援、および保護者に対する情報提供、支援を行う。**
ク　年間の取組をＰＤＣＡサイクルにより検証し、基本方針を見直す。
ケ　１１月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、生徒を主体とした取組を１１月に位置付ける。
コ　重大事態への対処については、埼玉県や朝霞市の基本方針も参考に迅速に対応する。
サ　個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかが分かるよう努める。

（２）朝霞第五中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第２２条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ、組織的に行うため、いじめ防止対策会議を位置付ける。 また、この組織はいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査を行う。

この組織の構成員には、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、さわやか相談

員を充て、また、個々の事案により、学年主任及び学級担任や部活動の顧問が参加することとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、保護者代表連絡会、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に努める。当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
イ　いじめの相談・通報の中心的な窓口とする
ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う

【本校いじめの防止等の対策のための組織図】

図版すべて

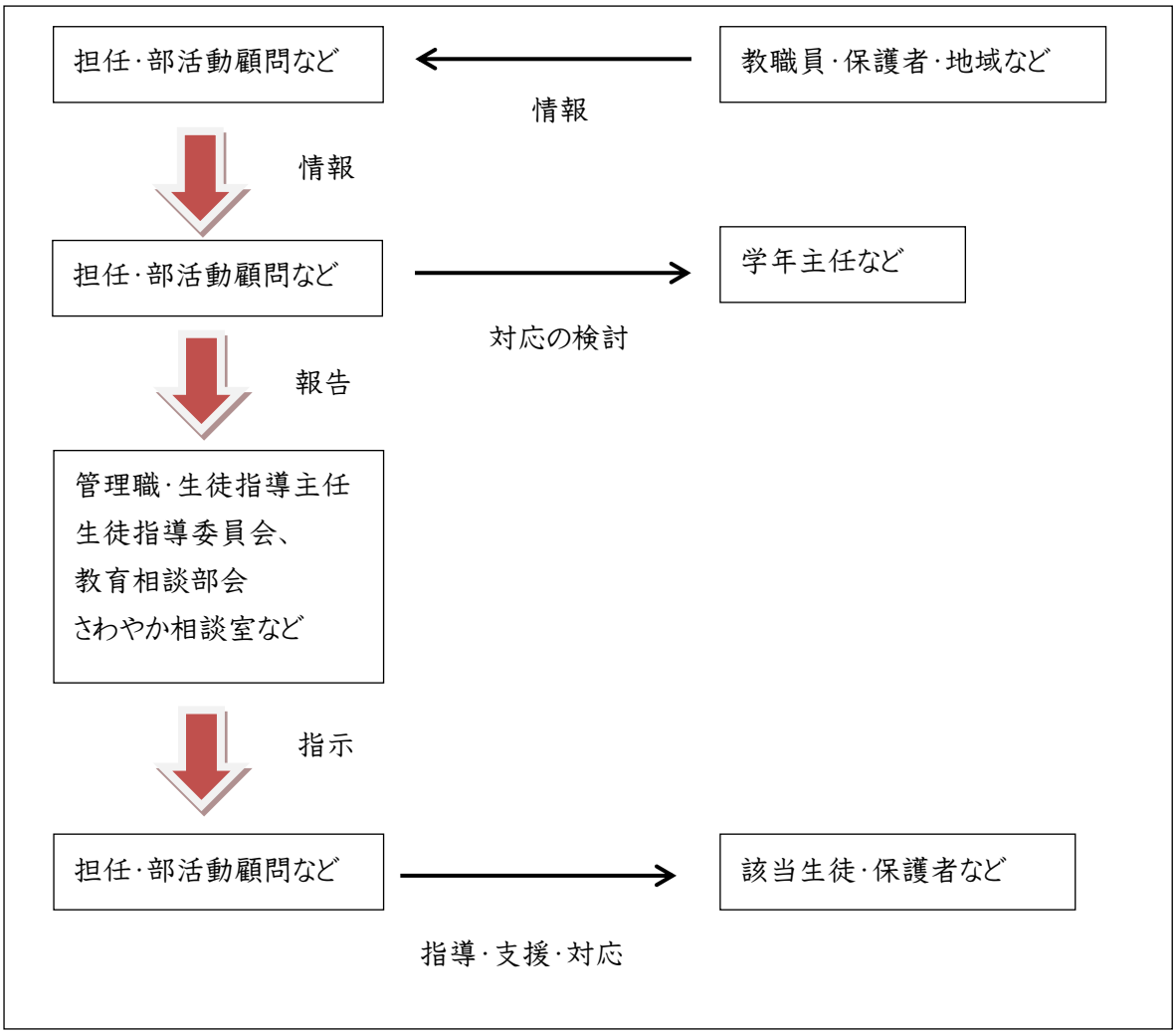

（３）朝霞第五中学校におけるいじめの防止等に関する措置

教職員全員で連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア　いじめの防止

・いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

・未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（ア）教師の言動・姿勢

・「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

・いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

①子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。

③いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

④教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

上記のことを念頭に置いて対応に当たる。

・いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

①教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合

②教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合

③教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

（イ）学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりが極めて重要であることから、

①生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

・生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）

・居場所をつくる。

・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

②意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。 逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどの工夫をする。また、いじめの防止等のための保護者の役割について啓発している「親の学習」の紹介をする。

イ　早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い

ことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

（ア）「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」等を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

（イ）「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」等を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

（ウ）「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ　いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制で事に当たる。いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。【本校いじめの防止等の対策のための組織図に対応する】

（ア）いじめている子どもへの指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ）いじめられている子どもへの支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築く。

（ウ）周りではやし立てる子どもへの対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ）見て見ぬふりをする子どもへの対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（４）重大事態への対処

ア　重大事態への対処の流れ

（ア）「重大事態」の意味を全関係者が理解する。

（イ）いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして十分な調査等に当たる。

（ウ）重大事態が発生した場合、学校は朝霞市教育委員会へ事態発生を報告する。

（エ）学校は、法第２２条に基づき、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

（オ）上記（エ）の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。

（カ）上記（エ）の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

（キ）上記（エ）の調査を行った結果は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

（ク）上記（エ）の調査結果は、朝霞市教育委員会を通じて報告する。

イ　朝霞第五中学校による調査

【本校の重大事態への対処のための組織図】

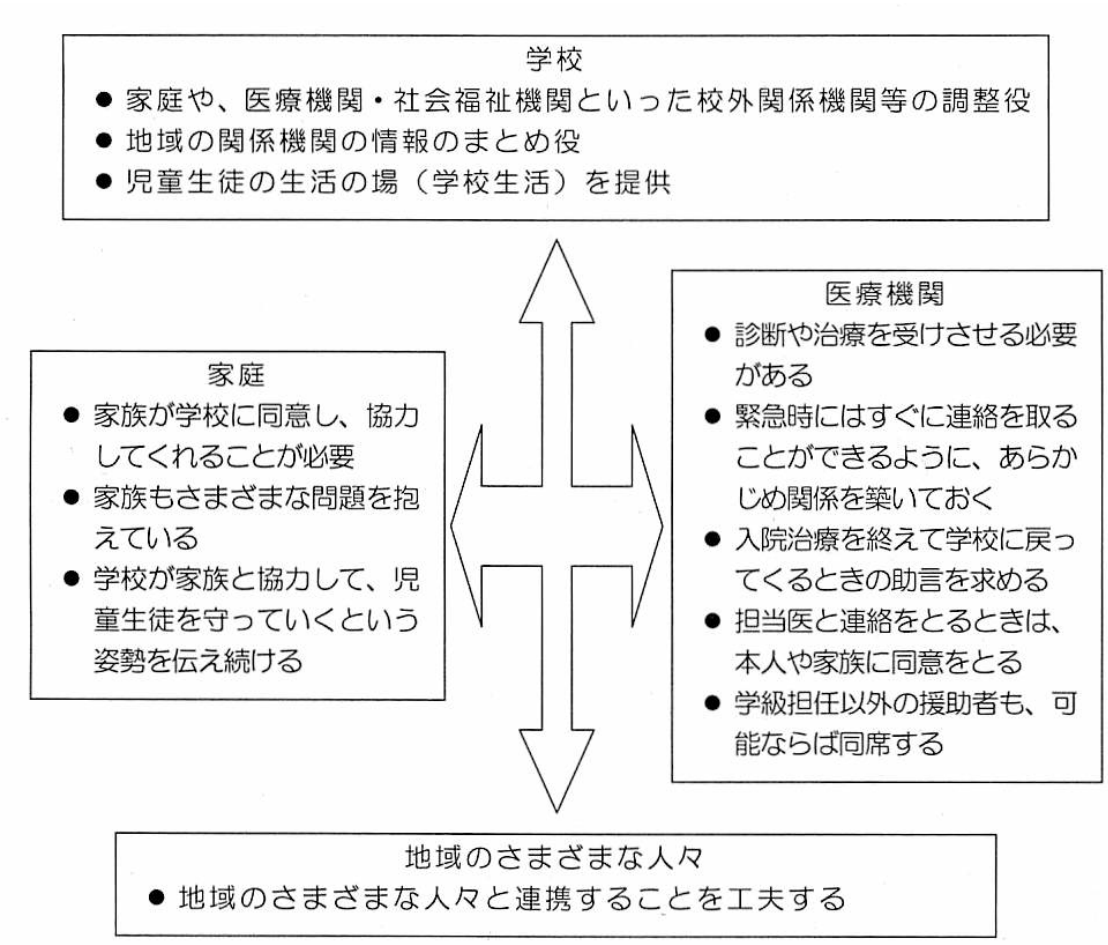

「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」より

図版すべて

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第２８条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
３ 第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（ア）重大事態の発生と調査

①重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味することを確認する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のとおりとするが、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに朝霞市教育委員会へ事態発生について報告する。

③調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校が主体となって調査を行う。

④調査を行うための組織について

その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため速やかに、校長の下に調査のための問題調査審議会を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関

係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

なお、この場合、問題調査審議会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校は、問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ⅰ　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなど、対応に当たる。

ⅱ　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

⑥自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ⅰ　背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

ⅱ　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ⅲ　死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

ⅳ　詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意できるよう努める。

ⅴ　調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

ⅵ　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

ⅶ　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

ⅷ　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、**「彩の国 生徒指導ハンドブックNew I's」**の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

⑦その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻

すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を行う。

（イ）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任 （学校の設置者又はその設置する学校による対処） 第２８条第２項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校等は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

② 調査結果の報告

調査結果については、朝霞市教育委員会に調査結果を報告する。

図版すべて

朝霞第五中学校　諸問題への組織的対応図

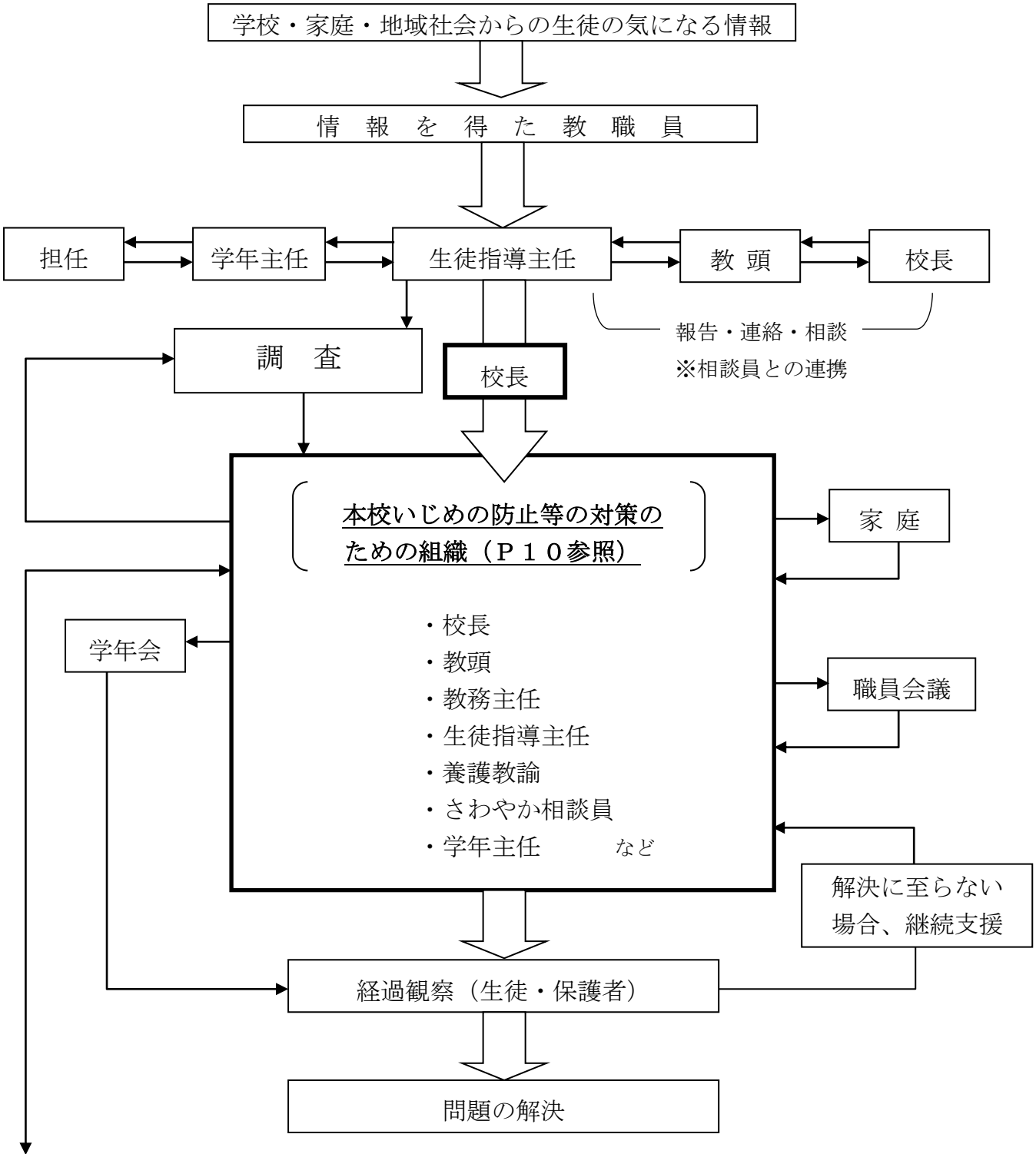

【 関 係 機 関 と の 連 携 】

・スクールカウンセラー　・スクールソーシャルワーカー　・朝霞市教育相談室
・よい子の電話教育相談　・所沢児童相談所　・朝霞市子ども未来課　・朝霞市教育委員会
・少年補導センター　・家庭裁判所　・朝霞警察署　・心理や福祉の専門家、弁護士、医師
・県警スクールサポートセンター　・民生児童委員、主任児童委員　等